

事 務 連 絡  
令和7年1月22日

各団体の長様

島根労働局雇用環境・均等室長

地域の特性を生かした年次有給休暇取得促進について

平素より、労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、年次有給休暇(以下「年休」という。)の取得率につきましては、令和4年に62.1%と、前年より3.8ポイント上昇し、過去最高を更新したものの、依然として政府目標である70%とは乖離があります。また、島根県における取得率は45.2%と全国平均を下回っているところです。

年休取得促進のため、厚生労働省では、10月の「年次有給休暇取得促進期間」や連続休暇の取得しやすい時期(夏季、年末年始及びゴールデンウィーク等)に集中的な広報を行う等、取得促進に向けた機運の醸成を図っているところです。

年休の取得促進は、働く人にとっては、心身の健康保持・増進、会社にとっては、生産性向上や企業イメージの向上につながることはもとより、四季折々のイベントや沢山の観光支援に恵まれた島根県内を年休を利用し満喫することで地域の活性化にもつながります。

島根労働局では、地域が一体となって年休の取得促進に取り組むことを目的として、地域の特色を生かしたポスター及びリーフレットを作成し、これらを用いた広報や労使への働きかけ等を行うこととしております。

つきましては、貴職におかれても、この趣旨を御理解いただき、同封のポスターの掲示やリーフレットの配布、厚生労働省の年次有給休暇取得促進特設サイト「働き方・休み方改善ポータルサイト」や別添広報文例を参考に、広報誌やホームページによる掲載等により、傘下企業等への周知に御協力を賜りますようお願いいたします。

○年次有給休暇取得促進特設サイト:働き方・休み方改善ポータルサイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

【担当】

島根労働局 雇用環境・均等室 永見  
〒690-0841 松江市向島町134-10  
電話0852-31-1161